

# 県人の北海道移住

## —分領支配・「規則」・農場—

伊藤 康

### はじめに

本稿は、昨年九月に開催した巡回講座「北海道に渡った倉吉の人々」の報告要旨を、分領支配・「規則」・農場をキーワードとしてあらたにまとめたものである。

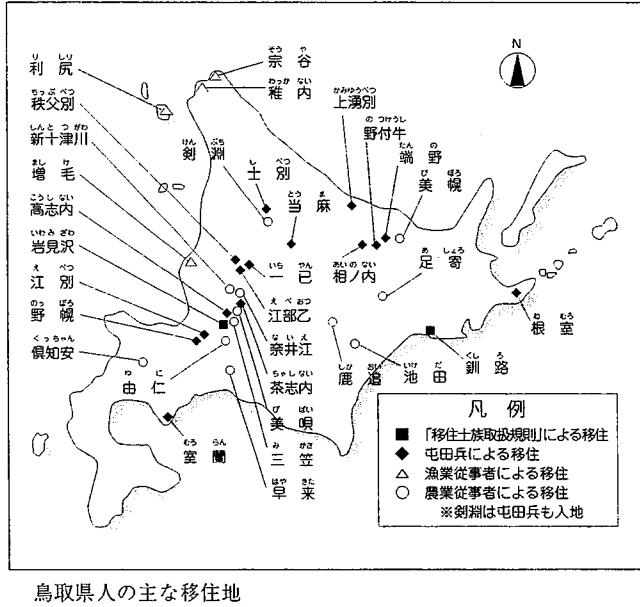
当館では、平成八（一九九六）年度より、明治期以降に北海道に移住した県人の調査を行つてきた。その成果について、本論に入る前に少し紹介してみよう。

第一に、移住者・移住地に数的広がりがみられたことである。鳥取県は、西日本では徳島県、香川県に次ぐ移住者送出県と考えられ、明治一〇年代末から県の主導による士族移住が始まり、これを契機として大正時代末までによ

そ七二〇〇余戸、二七〇〇余名が渡道している。団体で入植している移住地も三〇箇所を数える。第二に、多様な移住形態がみられることがある。大別すれば、士族授産事業呼応型、屯田兵移住型、漁民移住型、農業移民型に類型化される（地図参照）。本調査以前の北海道移住に関する記述が、『鳥取県史』近代第五巻政治篇を中心に、多分に士族移住とりわけ剣路への移住に限定されていたことを考える

と、調査の意義は大きい。

北海道移住史は、これまで受入側＝北海道側の研究として行われてきた面が強かつた。しかし、送出側から移住を促した事情・背景を分析することで、北海道移住史の再構築が可能になるとともに、送出側の歴史もまた再構築され



鳥取県人の主な移住地

は、これまでの研究では、全国の窮乏士族に共通した授産事業として扱われてきた。しかし、当時の鳥取県が抱えていた状況・経過を再検討すると、その制定に鳥取県が深く関わっていることが明白となる。

筆者は、研究紀要の第3号において「人口六〇万の小県」である鳥取県も、かつては三三二万石を誇る大藩であった。その落差は、明治以降の近代化の過程で生じたと考えるべきであろうが、とりもなおさず、その要因を考察することは、鳥取県の「今」を考える重要な視点となる。例えば、民度の高さやそれに起因する難治県としての評判、中央官府への登用率の低さと都市への人材流出、地形（理）的な制約とインフラの未整備、そして度重なる災害、等が要因として考えられよう」と記した。本稿で扱う「移民」もまた、「落差」問題を解く要因のひとつである。

### 一 鳥取藩の分領支配

鳥取県の近代漁業史が、朝鮮水域への出漁に限定されていたのに対し、北海道の日本海側（増毛・利尻・稚内・宗谷等）に多数の漁民が移住していることが確認されたのは、その好例である。<sup>(1)</sup>

（以下、「規則」という）に則した移住がある。この「規則」

また、士族授産事業呼応型として、「移住士族取扱規則」<sup>(2)</sup>（以下、「規則」という）に則した移住がある。この「規則」は、その好例である。

最初に、鳥取藩が許可された後志国島牧の分領支配についてみておきたい。ここにいう分領支配とは、明治二（一八六九）年七月より明治四年八月まで、開拓使が管轄する蝦夷地（北海道）を諸藩、士族、庶民の志願者に分割して分配させた体制のことである。

蝦夷地開拓之儀先般御下問モ有之候通ニ付今後諸藩士族及庶民ニ至ル迄志願次第申出候者ハ相応之地割渡シ開拓可被仰付候事

【法令全書】第一卷

右の史料が、分領支配の根拠となる太政官第六六〇号である。開拓使が設立されて間もない明治二年七月二二日に布告された。『新撰北海道史』では、「政府は開拓使の力を以て北海全道及び、権太をも併せ經營することの事実に於いて困難なるを察し（中略）諸藩等に割渡を令」したと記している。このことに関し、『釧路歴史散歩（上）』は、「諸藩分領」の項で次のように解説している。

当時の貧困な政府財政では強力な実施は望めなかつた。すでに述べたように、当面する北海道対策の主眼は何よりもまずロシヤに対する領土の保全であつた。したがつて、新政府の軍事体制がまだ確立されていなかつた当時としては、諸藩の持つ武力に期待するのもまた止むを得なかつた。いっぽう、版籍の奉還で領主権を失いながらなお知藩事として藩政に当たらなければならなかつた諸藩主にとつて、北海道の拓地經營は、解体された武士団に対する処置、あるいは悪化した藩

財政を收拾する意味からも一つの魅力であり、逆に新政府側にしてみれば、封建体制を一挙に打破することによっておこる諸藩主、武士団（士族）の抵抗を緩和し、さらに解体させるべき武力に北方領土の防衛を期すという指摘は、たしかに興味深い。

分領の経過については、『新撰北海道史』によると、当初は水戸、一ノ関、佐賀、徳島、高知の各藩が名乗りを上げたが、後が続かず、政府が薩長等の九つの大藩に対して督促を行い、それと相前後して鳥取藩を含めた七藩が応募し、ここにようやく分領がなつたとしている。最終的に分領を付与されたのは、二四の藩、兵部省、東京府等に及んだ。

では、鳥取藩の場合についてみてみよう。

#### 鳥取藩願　弁官宛

北海道開拓ノ儀ニ付先達而御沙汰ノ趣モ御座候ニ付於鳥取藩モ開拓仕度奉存候間相応ノ土地御渡被仰付候様仕度此段奉願候

#### 【太政類典】第一編第七十七卷

明治二年一月二七日付の弁官宛の願書である。ちなみに、弁官は各省や地方官が発する書類を審査することや太政官が発する布告や達等を起案する仕事を担つていた。「鳥取藩モ開拓仕度」というニュアンスからは、当時の鳥取藩が、他藩の動きに触発されて出願したようにも感じられるが、政府は、わずか数日の内に許可を出している。



「明治二年末使省士族寺院管轄図(部分)」  
〔新撰北海道史〕第3巻 所収

十二月三日 東京  
一弁官御役所より依御呼出礼服着用致出頭候処左之御書付堺通御渡し相成候段公用人申達候事

鳥取藩

後志国

島牧郡之内

会所元ヨリ南ノ方

シツキ境迄

但会所相属

右其藩支配被仰付候事

〔日記抄〕明治二年七月十二月 鳥取県立博物館蔵

太政官からの仰付によれば、鳥取藩には、後志国島牧郡にある会所の管轄及びその付近から南方の「シツキ」境までが割渡された。「シツキ」とは、現在の須築（現、せたな町）を指すものと思われる。『新撰北海道史』によれば、島牧は、明治二年九月までは開拓使の直轄地であり、同年一〇月には開拓使判官・島義武が、「暫定的に小樽郡錢函に仮役所を設け、島牧より浜益に至る間の所管各郡を管轄し、将来本道の首府たらんとする札幌の經營に着手した」と記されている。「概して、漁利交通の便少く、初経験の開拓地としては、頗る不利な条件に置かれ」とされる中では、

比較的好条件の場所を宛行われたと考えてよからう。

(前略)

一 多羅尾喜平儀左之通被仰付候事

多羅尾喜平

權大主簿被仰付後志國島牧郡支配地開拓懸り被仰付候事

十二月廿八日 参事

(後略)

〔日記抄〕同前

その後の鳥取藩の取組みであるが、開拓懸りとして、権大主簿・多羅尾喜平が任命されている。「多羅尾喜平家」<sup>(1)</sup>譜によると、多羅尾家は、池田輝政以来の家臣で、五代伊右衛門の代には三六〇石の知行地を宛行われている。開拓懸りとなつた八代喜平は、元治元（一八六四）年に在吟味役を務め賀露台場築造の際には多数の人夫を動員した件で、褒美を与えられている。ただ、家格・役歴と同役との因果関係はつきりとせず、また、開拓懸りとしてどのような実務についてのかも不明である。次いで、明治三（一八七〇）年三月一日、医師の牧野静修が総学局の中教正から開拓懸りに転任される。牧野静修（旧姓、佐々木順造）は、

開拓御役所

鳥取藩公用人  
市口浩蔵

同（五）月七日 東京

一 開拓御役所ヨリ依御呼出頭候處北海道開拓未渡來無之候處御趣意も相欠不都合之事ニ付早々渡海可致旨御達有之且只今迄延期之次第書面を以可申出旨御

達有之段公用人に申達候付承届則左之通同人を以御猶予之儀御届為致候事

一 先般北海道開拓被命候所支配地凶荒不一方人民生活之程難斗金穀等予備無之候得共開拓之儀は厚御趣意被為在候儀ニ付人數当地にて為相越候様精々尽力不遠内彼地へ渡海為致度右遅延仕候段御憐察被為下候様此段申上候

「規則」とは、政府の士族授産政策の一環として、明治六年（一八八三）年八月一日に策定されたもので、正確には、農商務省第九号達と、これに（別冊）として添付された函館県、札幌県、根室県三県の布達を指している。各府県の士族に保護を加え、北海道に入植させることを目的としたもので、適用を受けた士族には、旅費・食料・農具・種子代・仮家作料・耕牛馬などが貸与された。

入植地は、札幌県篠路、根室県釧路、札幌県岩見沢、函館県木古内の四箇所で、福岡県、鳥取県、山口県、山形県等の士族がこれに応じた。根拠法令である農商務省第九号達をみてみよう。

「未渡來無之」という状況に対し、鳥取藩は東京の開拓使から呼び出しを受けた。その理由を書面で回答せよとの指示に対し、藩公用人市口浩蔵は、未実施の状況説明と今後の予定として、近々鳥取より人選して渡海させる、と断りを入れた。これに関連するもののが、「鳥取県史料」明治四年七月一二日の項に「北海道開拓修業生六七名ヲ家塾生土卒ノ内ヨリ撰ハシム」という記載がある。これが、管見する限り島牧領有に関する最後の記録となる。その三箇月後、「開拓使施設の改革」<sup>(2)</sup>によって北海道の分領支配は廃止となつた。

北海道の分領支配については、インフラの未整備や期間の短さ、強制的分割を受けた大藩の撤退等でほとんど効果が上がらなかつたといわれている。鳥取藩の場合も、藩政維持が困難な時期に、他藩の動きに触発されて出願したものの、実際には北海道まで手が回らなかつた、というのが実情だったのである。

○第九号（八月一日）

府 県

今般特別ノ詮議ヲ以テ明治十五年度ヨリ同二十二年度迄八ヶ年間毎年士族式百五十戸（但百五拾戸札幌県五拾戸函館県五拾戸根室県）宛保護ヲ加ヘ北海道へ移住セシムヘク候条於各管内移住請願ノ士族有之トキハ左ノ件々篤ク為相心得候上充分ノ日途有之モノニ限り移住地地方庁ヘノ添書可差出尤限アル戸数ニ付悉ク志望

「正墻適處に学び、村上晚節門下となり、慶應元年牧野謙亭の養子<sup>(3)</sup>となつた人物で、芝石の号でよく知られる。「牧野静修家」<sup>(4)</sup>譜によると、このあと民政局に移り「筆記兼務」を命ぜられているが、開拓懸りとしての動きも見られないまま、明治四年三月一〇日に同役を罷免されている。次の史料は、島牧の領有が許可されてから、五箇月後ものである。

ヲ充タス能ハサル義ハ予テ可相心得三県布達別冊相添此旨相達候事

一移住請願ノ士族ハ移住地地方官管内本布達移住士族取扱規則ヲ遵守スヘキ事

二移住士族渡航保護ノ義ハ本年第四月第拾号布達転籍移住者手続ニ依リ当省へ可請願事

三移住請願ノ士族ハ当省本年第四月号外諭達ノ旨趣ヲ篤ク心得サスヘキ事

(別冊) 以下は略す

【法令全書】第一六巻ノ二】

内容は、全国から毎年二五〇戸の士族を八年間にわたつて募集し北海道に入植させるというもので、その総枠は二〇〇〇戸になる。深く考えねば、特に不思議な文面ではない。しかし、当時の常套句とはいえ文頭に「特別ノ詮議」とあること、「尤限アル戸数ニ付悉ク志望ヲ充タス能ハサル義ハ予テ可相心得」という一文を見ると、何らかの含みを持つていると感じられる。

その一つの答えは、鳥取県の士族授産政策に求めることができる。鳥取県再置(明治一四年九月)後の初代県令・山田信道は、窮乏化・暴力化する士族への対策として、北海道移住策を打ち出した。県内士族の内、「強壯ニシテ業ニ堪能ハサル」の如きを公言する屯田兵は、明治一五、一六の両年は募集を中止していた。

結論的に、農商務省は鳥取県の申し出に対し、明治一五年九月一九日、「特別ノ詮議」をもつて約一〇〇〇戸の移住を許可した。屯田兵とは別のシステムを考えての上である。それが「規則」である。

前述のとおり、「規則」による移住の総枠は二〇〇〇戸である。総枠の半数を一県が占めれば、必然的に鳥取県士族の数は突出する。「尤限アル戸数ニ付悉ク志望ヲ充タス能ハサル義ハ予テ可相心得」という一文は、その予防線であつたと考えてよからう。現に、「規則」の適用を受けた全士族のうち、鳥取県士族が占めた戸数は二一〇戸(約40%)に及び、入植地も釧路(一〇五戸)、岩見沢(一〇五戸)の二

箇所にわたつてゐる。

次に、許可を受けた鳥取県の募集経路をみてみよう。

河八第五拾八号

當

丙第二十一号

郡長

各町村  
戸長

予テ本県上申ノ次第モ有之管下士族千戸ヲ北海道へ移住開墾之儀政府特典以テ許可相成候ニ付当度百戸ヲ限り移住ノ詮議ニ可及候条着実穩靜志操堅篤ニシテ艱難耐忍ス

耐忍スル志願者取調至急可申出此旨相達候事

但移住士族取扱規則ハ不日頒布スヘク候得共其以

前実際取扱上ノ儀ハ本庁主務掛へ可承会候事

県令

【明治一六年『達丙号』鳥取県立公文書館蔵】

郡長宛の募集に関する二月二一日付の県達である。この達の興味深いところは、「移住士族取扱規則ハ不日頒布スヘク候」とあるように、農商務省からの布達以前に、いわば見切り発車的に募集を開始している点である。それは、鳥

取県が他県に先んじて募集を開始したということであるが、すでに農商務省から許可を得た鳥取県にとつてみれば、募集することは、何ら問題はなかつたのである。

ユルモノ〔15〕 二〇〇〇戸を選抜して、移住・開墾の途に就かせようというのである。二〇〇〇戸は、県内士族の三分の一にあたる。

明治一五(一八八二)年六月末、山田県令は、山田顯義内務卿・西郷従道農商務卿に建議書を提出した。そこには

「移住士族一戸にかかる費用を、屯田兵一戸の費用に比して大きく削減〔16〕」して予算化して欲しい、と記されていた。一戸あたりの費用を抑えるかわりに、大量の士族を移住させて欲しい、という意図である。参考までに、士族に限つて募集してきた屯田兵は、明治一五、一六の両年は募集を中止していた。

結論的に、農商務省は鳥取県の申し出に対し、明治一五年九月一九日、「特別ノ詮議」をもつて約一〇〇〇戸の移住を許可した。屯田兵とは別のシステムを考えての上である。

前述のとおり、「規則」による移住の総枠は二〇〇〇戸である。総枠の半数を一県が占めれば、必然的に鳥取県士族の数は突出する。「尤限アル戸数ニ付悉ク志望ヲ充タス能ハサル義ハ予テ可相心得」という一文は、その予防線であつたと考えてよからう。現に、「規則」の適用を受けた全士族のうち、鳥取県士族が占めた戸数は二一〇戸(約40%)に及び、入植地も釧路(一〇五戸)、岩見沢(一〇五戸)の二

明治十六年二月廿七日

鳥取県〔17〕郡長唯武連

一 旅費

右ハ官費ヲ以テ建築シ年賦納済迄ハ貸与又ハ当初

ヨリ給与ノ見込ミ

### 一 農具

右ハ一時限り現品下付ノ見込ミ

### 一種粉

右ハ二年乃至三年間相当下付ノ見込ミ

### 一 扶助米金

右ハ二年乃至三年間相当ノ救米及び塩菜料下付ノ見込ミ

### 一 地所

右ハ一万坪下付シ開墾期限内ニ於テ悉皆成功セシムルトキハ尙ホ一万坪迄ハ下付ノ見込ミ

〔個人蔵〕

次は、二月二二日付の県達を受けた河村久米八橋郡長から、管轄下の町村戸長に宛てられた達である。本文の前半部分は県達の引写しであるが、旅費、家屋、農具、種糀、扶助米金、地所に関する見込み案が添付されているのが興味深い。ともかくも、この文書によつて、農商務省→県令→郡長→戸長という募集の経路が明らかになる。また、当時の鳥取県は六「郡区」<sup>(2)</sup>に分轄されていたので、他の「郡区」でも同様の達が出されたのである。さらに、農商務省から「規則」が布達されて以後、これに依拠した細則等が順次出されている。岩見沢に移住した吉村織人も、これ

らの募集要項を見て応募した一人である。

志願の状況を見る前に、吉村家の出自について紹介しておこう。「吉村織人家」譜によると、初代吉村又兵衛は、斯波尾張守高経後裔で中村式部少輔（一氏）に仕えた後、姫路城主・池田輝政に召し出され勘定頭を久しく務めたとさ

れる。その後、忠繼、忠長と仕え光仲の鳥取入封に臣従し、伯耆国河村郡原村（現・湯梨浜町原）と因幡国高草郡岩本村（現・鳥取市金沢）に合わせて四〇〇石の知行地を宛行された。同

家の転機は、宝永五（一七〇八）年、四代左膳が家老荒尾志摩の組士として倉吉に転居したこと、倉吉では、およそ四五年からなる倉吉組の筆頭役（役料五〇〇石）として重責を担つた。倉吉居住は一〇代左膳の代まで続くが、安政五（一八五八）年「筆頭役御免倉吉組被成御放鳥取勝手被仰付」<sup>(2)</sup>として、一五〇年ぶりに鳥取城下に戻つた。この一〇代左膳（改名信夫）の長子が、一一代吉村織人である。前述の家譜を中心に、明治初年までの彼の略歴をみてみよう。

天保一一（一八四〇）年：吉村左膳・富の長子として生まれる。初名隼之助

安政六（一八五九）年：和田邦之助御預の大炮懸り  
御雇

巡查等に任用される者がいることである。その原因は一概にはいえないが、移住を余儀なくされる者＝経済的窮著と短絡的に捉えてはいけない。吉村織人の場合も、むしろ家督相続後に発生した相続争いが主因だったようである。

文久三（一八六三）年：大坂表御警衛御手当詰  
元治元（一八六四）年：大小姓仰付、森佐衛門支配  
明治一（一八六九）年：京都表御警衛御手当詰。織人と改名

明治四（一八七一）年：吉村信夫隠居により織人家

督相続（三月一五日）

明治六（一八七三）年：現米三拾七石壺斗（士族禄  
高取調帳）

ここで確認しておきたいのは、明治四年三月に実父信夫の隠居に伴つて家督を相続したこと（後述）、家禄として現米三拾七石壺斗を給与していることである。補足しておくと、明治一年六月の版籍奉還後に藩の家禄改正が行われ、「高八百七十五石より同百七十五石迄は、一様に高現米三十五石（中略）現石一石に付、夫米六升を附加」と規定された。最高五〇〇石取であつた吉村家の場合は、この基準により三拾七石壺斗が現米として支給されたわけである。

この現米は、その後の秩禄処分によつて金録公債に交換されることになるわけだが、吉村織人は、この「受取高千五百四十円也」と記録している。<sup>(3)</sup>

もう一点は、確かに県が移住を奨励したとはいゝ、移住を余儀なくされる者もあれば、一方に郡長等の官職や教員、

この史料は、明治一八（一八八五）年七月一三日に吉村織人が書上げた「吉村織人久孝此度札幌空知郡岩見沢村工居住致候ニ付委細是ニ記置也」の部分である。吉村織人の場合は、相続争いの解決策として、北海道移住を選択し

たということであるが、そのことについては、ここでは触れない。右の史料は、志願から移住の経過、居宅の完成・

転居までが記されている箇所である。二、三補足しておくと、気多郡今市村（現、鳥取市鹿野町今市）は、織人が明治九年より居宅としていた農・安富安平の居村であった。養子多三郎についての詳細は不明であるが、織人と同一年であり、移住先での労働力として請われたものであろう。加路

（賀露）東善寺は、移住者の集合場所として前年の釧路移住の時にも利用されたところで、この時も同様の扱いがなされたわけである。

岩見沢への移住からおよそ九箇月後の明治一九年一月五日、吉村織人はようやく妻子を呼び寄せた。

### 家族移住渡航御保護願

私儀

明治十六年本県甲第廿五号御達ニ士族移住取扱規則ニ基キ当県当郡当村工移住仕度段奉願候處御許可相成り既ニ客年六月渡航之際ニ至リ妻トモ次女キミ儀病ニ罹リ渡航不能依之本年八月迄因幡国気多郡鹿野商原庄平方へ寄留致度旨奉願置候處今回全治ニ付移住致度申越シ候ニ付何卒右両名ノモノ渡航御保護被成下度惣代

妻子の渡航保護というのは、旅費の官費支給を願うものである。「立腹之眞思ヒ立」<sup>(1)</sup>に至った移住とはいながら、妻子を郷里に残して来ているのは、手堅い手法といえる。『鹿野商原庄平方へ寄留』とあるのも、同家は妻トモの実家であり、受け入れの条件が整うまでここで待っていたわけである。「病ニ罹リ渡航不能」というのはあくまで便法と考えた方がよい。

岩見沢は、当時の札幌県令・調所広丈が「空知郡字郁春別ヨリ字岩見沢ニ至ルノ間方壹里ノ地ハ肥沃ニシテ中央鉄道ヲ貫キ（中略）水陸運輸ノ便最宜敷植民ノ適地」と述べて、いるように、条件の整った移住地であった。そのせいか、「規則」の適用を受けた他の三箇所とは違い、複数の県からの入植が行われた。明治一七年には山口県（六六戸）ほか一〇県から計一三二戸、吉村織人が志願した明治一八年には鳥取県（一〇五戸）<sup>(2)</sup>ほか四県から一四五戸、の合計二七戸<sup>(3)</sup>が入植している。これが「規則」による岩見沢移住の最大の特徴であり、また疑問点でもある。吉村織人の事例は、「規則」による移住の全体像解明への試金石となる。

### 三 山樹農場の成立と展開

明治一九（一八八六）年、北海道庁が設置され北海道の開拓は新たな段階を迎えた。まず、明治五年に制定された北海道地所規則と北海道土地売貸規則を廃し、新たに北海道土地払下規則を制定した。これは原則として一〇年間無償で土地を希望者に貸与し、その後に払い下げて所有権を与えるものであった。国有未開地の開墾を促すために民間への払下げが実施されたわけである。次いで、明治三十一年に北海道国有未開地処分法が制定された。同法によつて、一人に貸与される土地は、農耕地一五〇万坪（五〇〇町歩）、牧場二五〇万坪（八三三町歩）、森林二〇〇万坪（六六六町歩）<sup>(4)</sup>というように面積の上限が大幅に引き上げられた。

本章で紹介する山樹<sup>(5)</sup>（由仁町）は、倉吉出身の山樹友蔵が北海道国有未開地処分法の適用を受けて入手・開発したことによる地域名である。その経過について、北海道立文書館所蔵簿冊に沿つてみていく。

#### 貸付地部分付与願

石狩国夕張郡由仁村字古山貸付許可地式拾八万七百五拾坪

但明治廿八年五月十日指令第一〇八五号ヲ以テ田

連署ヲ以此段奉願候也

札幌県石狩国空知郡岩見沢村東九番地ノ十五号

明治十九年二月五日 十族吉村織人（印）（後略）

北弟雄ニ貸付許可

明治三十年四月七日指令第一一九三号ヲ以テ林文

次郎ニ貸付許可

明治三十一年七月十八日右式名分議与許可

明治三十一年九月五日指令第一一二九号ヲ以テ合

筆及目的変更許可

一 付与出願地拾弐万六千七百三十七坪

此田段別四拾弐町ニ反四畝十七坪

一 残地拾五万四千拾三坪

右北海道国有未開地処分法第三条ニ依り貸付相成候處今般成功ニ付御検査之上付与相成度図面相添此段奉願候也

明治三十五年六月十日

鳥取県東伯郡上灘村大字下田中村三拾番地

當時石狩国夕張郡由仁村字古山

山樹友蔵（印）

北海道府長官男爵園田安賢殿

両名の貸付地約二八万坪が山樹友蔵に譲与される。合わせて同年九月五日に合筆及目的変更が許可される。(4) 明治三五年六月一〇日、約一二万六千坪(田の反別約四一町歩)につき付与(無償給付)申請。(5) 明治三五年九月一八日、同申請は指令第四一三九号で許可、となる。これが山

樹農場開設までの経緯である。

農場主となつた山樹友蔵であるが、略歴は下表のとおりである。さらに、彼の最も詳細な略歴を記す『倉吉町誌』をもとに、下表を補足しておく。

幼にして倉吉町に通学し寺子屋教育を受け、漸く長じて奥多基・加藤貞一に就いて経書史書を學習した。明治十八年鳥取に於て聖書を購ひ求めて閲読し、又外人ロースルドに就いて基督教を研究し、更にソクラテス・トルストイ・プラトンの思想を窺つた。後年その影響を受くる所が多くなかつた。(中略)

夙に農業の振興は農業教育に俟つべきもの多きを感じ、明治十二年三月之を時の郡長に建議し、郡長の容る所となり、同僚郡書記加藤貞一・奥野庸正等と共に農学校創立勧奨委員となり、百方講究の結果、郡立農学校設立の方案を得、十四年久米河村郡立農学校の開設を見るに至つた。(中略)

山樹友蔵は、庄屋や郡書記、県会議員、連合戸長、村長等の要職を務めた、いわゆる地方名望家である。当時の名望家がそうであつたように、彼もまた地域の農業振興に大きな関心を持つていた。なかでも、全国でも最も早い時期の農学校の創設に寄与したことは特筆される。<sup>(4)</sup> ただ、北海道での農場開設は、彼の農業振興の一環というよりは、基督教や西洋哲学を学ぶなど進取の気性に富む性格が影響しているのではないか、とまず感じる。また、もう一方では、北海道土地払下規則や北海道国有未開地処分法の施行に伴つて、当時の鳥取県人の中にも土地入手する動きがあつたことである。

下の現在表には「三十万坪(即百町歩)以上ノ無償貸付地ヲ示スモノニシテ、明治三十六年十月三十一日台帳現在ナリ」と解題が付されている。山樹友蔵の名が見えないのと成功期間が明治四六年に亘つているのはそのためである。「成功期間」とは、ひと通りの開墾を完了させて付与

年代(西暦)	内 容	典 拠
嘉永3年(1850)	下田中村三十七番屋敷に生まれる	『倉吉町誌』
慶応元年(1865)	父重右衛門死去により家督を相続する	〃
明治3年(1870)	下田中村の庄屋となる	〃
明治10年(1877)	島根県会議員に当選する(伯耆定員20名／全県107名)	『鳥取県議会史』上巻
明治12年(1879)	久米河村郡書記並に農事通信委員となる	『倉吉町誌』
明治14年(1881)	久米河村郡立の農学校を設立する	『倉農百年史』
〃	鳥取県会議員に当選する(久米郡定員3名)	『鳥取県議会史』上巻
明治16年(1883)	久米郡駄経寺村米田村内谷村下田中村巖城村五箇村(のち久米郡第九連合)戸長に当選する	『戸長撰挙書綴』 (鳥取県庁文書)
明治25年(1892)	上灘村長に当選する(3期)	『倉吉町誌』
明治28年(1895)	鳥取県会議員として農学校商議委員に任命される	『辞令原簿』(鳥取県庁文書)
明治34年(1901)	渡道して由仁村に寄留する(～明治36年頃)	『星霜七十年史 山樹部落』
明治44年(1911)	上灘村長の不敬事件が松江松陽新報に掲載される	『上灘小学校沿革史』
大正6年(1917)	大阪にて死去する(長男儀寛宅)	『倉吉町誌』

「北海道国有未開地大地積貸下貸付現在表」『新撰北海道史』第6巻一史料二一より抽出。

注1) 田村辰蔵、安藤山三郎の成功期間「～明治46年」はママ。

注2) 田村辰蔵の住所は不明。

注3) 石谷董九郎の住所は本庄村。

注4) 三島林吉の住所は倉吉町。

(無償給付)申請を行ったまでの期間のことである。

表にある人物のうち、県中部の出身者西谷、小川、河本、三島について簡単に触れておく。北谷村の西谷金蔵は、「県下政友派の領袖、鳥取県選出代議士として其の名全国に遍し、(中略)又地方実業の振興に力を尽し、東伯の事業界君の関支せざるもの亦皆無の有様にあり」という人物である。

彼が道内二箇所で貸付された土地は約二〇〇万坪という広大なものであったが、同地がその後どうなつたかは分からぬ。小川と河本は村会議員で三島は倉吉町では名の通つた商人であつた。<sup>(35)</sup>四名からいえることは、土地を人手するための政治性や経済力を持つてゐる、ということであろう。

前述したように、山柵友蔵が約一八万坪を貸与されたのは、明治三十一年七月であつた。時系列的に考えれば、表の面々は山柵友蔵の動きに触発されたといえるかもしない。ただ残念なことに、西谷金蔵のみならず残り六名の貸付地に関する記録も未だ確認できていない。

山柵農場はその後どうなつたのだろうか。『倉吉町誌』では「意の如く成功しないで、数年後これを擲つに至つた」とされる。<sup>(36)</sup>この点に関して、『星霜七十年史 山柵部落』では次のように記している。

鳥取県において成功した豪農山柵友蔵は更に未開地、

易でも、その後の経営資金・戦略がなければ、農場の開墾や維持管理等はどうてい不可能だつたのである。

明治三七(一九〇四)年、山柵友蔵は付与願の残地約一五万四千坪に対し、開墾期間の延長と起業方法の変更について願い出た。ついで翌三八年六月一三日、同残地は片山八郎以下一三名に譲与された。ただ、無償給付されていた約一二万六千坪の畠地の譲与に関する史料は、まだ確認できていらない。

#### むすびにかえて

鳥取県人の北海道移住について、分領支配・「規則」・農場をキーワードとして検討してみた。いずれも従来の北海道移住史の研究からは抜け落ちていた部分である。

分領支配と山柵農場については、土地の入手は容易であるが、開墾やその後の管理維持に困難が伴うことから、計画の未実施もしくは早期の開墾放棄という結果に至つた事例である。ただ、山柵村の場合は農場が基盤となつて、その後に続く入植者の定住に寄与したという点は評価されよう。

平成一三年盛夏、筆者は鳥取女子高等学校(現、鳥取敬愛高等学校)社会部の生徒さん達と、由仁町山柵地区に着いた。青々とした美田が見渡す限り広がる。『星霜七十年史 山柵部落』年表篇を繙くと、「(明治)三五年 山柵農場にて水稻試作、北井市右エ門、一ノ宮愛治、折口闊平、腰本六次郎<sup>(37)</sup>入植」とある。さらに同書によると、「大正八年一級村制施行にあたり、(中略)種々協議の結果、明治の中期当地域にて、一一七ヘクタールの農場を經營して開墾に從事せる鳥取県人山柵友蔵氏の姓を冠して公称の部落名として現在に及んでいる」とある。山柵友蔵の蒔いた種は、確かに実つたのである。

北海道開拓の大望を抱き明治三四年徳丸潤蔵・山柵周太郎・山柵幸市等と来道現在の熊本部落、中央道路北約一〇〇m地点(当時熊本部落に所属)に入植、原野百十七町の開拓に挑むことになつた。日露の戦雲も有利に展開、農場の經營も漸く軌道に乗つたのであるが、戦前(明治三十五年)戦後(明治三十八年)と相次ぐ冷害凶作は農場經營を至難ならしめ止むなく、徳丸潤蔵・山柵幸市両名を閉場整理に残留せしめ帰郷したのである。<sup>(38)</sup>

同書は、移住時期や地積等に不明瞭な部分があるが、山柵友蔵の一族が同行したことや山柵村の農場經營を放棄した原因が冷害凶作にあることを記すなど貴重である。

しかし、冷害凶作の影響を受けたのは山柵農場だけではない。同時期に北海道国有未開地処分法の適用を受けて開設された池田農場をみてみよう。十勝の池田農場は、旧鳥取藩主池田家を継承した侯爵池田仲博が貸与を受けた三〇〇万坪に及ぶいわゆる華族農場である。農場は、主に福井県と鳥取県から入植した小作者一三〇戸で經營されたが、農場全般の管理のために優秀な管理人を引き抜いてきている。囲い込む土地が広くなればなるほど、經營が困難になるのはいうまでもない。つまり土地を貸与されることは容

れてる。釧路市の鳥取はその好例であるが、これ以外にも足寄町の鳥取、美幌町の鳥里などもそうである。ただ、

個人の名前を冠されたところは、十勝の池田町と由仁町の山柵しかない。

本稿の執筆にあたっては、大川篤、吉村朝子、中野尚幸、ト部信臣、木村桂子、鶴原美恵子、高田久之助、森本幸育の各氏に、資料の提供を始め多くの御教示をたまわった。記して厚くお礼申し上げます。

## 【注】

- (1) 小山富見男・岡村吉彦「明治・大正期の鳥取県人の北海道移住」  
〔『鳥取市史研究』第19号、平成一〇年二月〕。岡村吉彦・小山富見男・西谷榮治「明治大正期鳥取県人の利尻島移住と郷土文化」  
〔『利尻研究（利尻町立博物館年報）』第17号、平成一〇年三月〕
- (2) 「二人の蘭人工師と賀露港の改修—鳥取県の水災史・序説」  
〔『鳥取県立公文書館研究紀要』第3号、二〇〇七年三月〕六一頁
- (3) 蝦夷地が北海道と改名されるのは、明治二年八月一五日である。
- (4) 「新撰北海道史」第三卷一通説一（北海道庁、一九二七年）八七頁  
(5) 三三二頁～三三三頁  
(6) 九八頁～九九頁  
(7) 『北海道の地名』日本歴史地理体系第一巻（平凡社、一〇〇一年）四〇六頁～四〇七頁  
(8) 八九頁～九〇頁  
(9) 九九頁  
(10) 鳥取県立博物館蔵  
(11) 森納・安藤文雄「因伯杏林碑誌集解」（一九八三年）一一三七頁  
(12) 鳥取県立博物館蔵  
(13) 『鳥取県史料』二 政治之部  
(14) 『新撰北海道史』同前 九九頁  
(15) 鳥取県士族と「移住士族取扱規則」の関係についての詳細は、
- (16) 「士族移住ノ儀上申」〔『鳥取県士族授産演舌書』坤 鳥取県立図書館蔵
- (17) 注(16)の『演舌書』中にある「士族ヲ屯田兵ト為スノ建議」には、「其費途ノ如キハ現今ノ屯田兵費ニ痛ク節減ヲ加ヘ：」とある。
- (18) 注(16)「士族移住ノ儀上申」に対し、「上申之趣特別ノ詮議ヲ以テ千戸相当ノ移住費中金五万円ヲ控除シ其残額ヲ以テ移住ノ儀聞届候事」とされた。参考までに、県内に残る士族への授産費として「金五万円」が控除されたので、移住予算は約八五七戸分となっている。
- (19) この点に関しては、札幌県篠路村に入植した福岡県士族も関係している。篠路は、明治一五年四月に福岡県士族五〇戸が、政府より開墾資金一万二千円を貸与され入植した。しかし、貸与金の濫用により、「移著後間モナク生計頗ル困難ヲ來タシ、屢々米金貸与ヲ札幌県ニ請願」（北海道三県分治志通説補遺）『新北海道史』第七巻史料一（北海道、一九六九年）一三九六頁）する状況にあった。この救済策としても、「規則」の適用が図られたのである。
- (20) 「郡区」とは、郡区町村編制法（明治一一年七月）によって復活した郡行政区のことと、鳥取県では当初九つの「郡区」に分画されたが、ほどなく六つの「郡区」に再編された。具体的には、邑美法美岩井郡（のち岩美郡）、八上智頭八東郡（のち八頭郡）、高草気多郡（のち氣高郡）、河村久米八橋郡（のち東伯

郡)、会見汗入郡(のち西伯郡)、日野郡を指す。

(21) 鳥取県立博物館蔵

(22) 「荒尾志摩より高木右馬允宛書状」。倉吉組には筆頭役が二名置かれており、高木はその一人であった。吉村家と高木家は姻戚関係がある。

(23) 『鳥取藩史』第一巻職制志禄制志 三四四頁

(24) 明治十八年七月十三日 吉村織人久孝此度札幌空知郡岩見沢村工居住致候ニ付委細是ニ記置也

(25) 園田英弘・濱名篤・廣田照幸「士族の歴史社会学的研究—武士の近代—」(名古屋大学出版会、一九九五年)では、士族＝旧「武士」層が、明治維新時の軍事的指導者、明治初年における官吏の八割を輩出、初等中等高等教育において高い就学率を誇る、新政府の国家エリートの輩出、自由民権運動の指導者、という特徴を有していることを指摘している。

(26) 『明治十八年移住者名簿 東之部』。「東」とは、鳥取県士族の入植した東区のことで、岩見沢駅の東部にある。

(27) 明治一六年『移住士族取扱参考書』北海道立文書館蔵

(28) 岩見沢市市史資料室「岩見沢市の生いたちと発展の歴史—ふるさと山口・鳥取からの旅立ち—」三訂版 八頁

(29) 「耕」についてはすべて「樹」にそろえた。

(30) 『北海道庁公文録』第六十三号(殖民部拓殖課 未開地付与及売払)

(31) 明治廿六年以降『未開地貸付台帳』北海道立文書館蔵

(32) 六四五頁～六四七頁。なお山耕友蔵の北海道入植については、松尾尊児「由谷義治と山耕儀重」(『鳥取市史研究』第21号、平成二三年)でも紹介されている。山耕儀重は、友蔵の二男で、

憲政会系の代議士として知られる人物である。

(33) 大島佐知子「稻作における県農政と中井太一郎の普及活動—郡立農学校の創立と林遠里招聘を中心にして—」(『鳥取県立公文書館研究紀要』第4号、二〇〇八年三月) 三〇頁～三一頁

(34) 『陰陽八郡郡勢一斑 全』(陰陽八郡時報社、大正六年) 東伯郡 九九一頁

(35) 『陰陽八郡郡勢一斑 全』(陰陽八郡時報社、大正六年) 東伯郡 七〇頁

(36) 注(35) 東伯郡 六九頁、一一四頁、一一九頁

(37) 二四頁

(38) 『星霜七十年史 山耕部落』(由仁町山耕自治区、一九七九年) 二五頁には「山耕家の系図」が掲載されており、徳丸潤蔵と山耕周太郎の名が見える。山耕幸市は不明である。

(39) 注(31)

(40) 四九五頁

(41) 一二一頁～一二三頁